

2018年3月26日に開催された審議会におけるパブリックコメントの取り扱いについて

2018年5月15日

NPO支援センター有志一同

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（以下、「基本方針」）について、短期間にまとめられたご尽力に敬意を表します。

私たちは、日本全国のNPO支援センター、NPOの現場責任者、及び多様な専門家が集まり、「基本方針案」のパブリックコメントに向けた議論を重ね、その内容を「NPO支援センター有志一同」として、日本全国から60の賛同団体と13人の個人賛同として提出させていただきました。

私たちの提出したパブリックコメント作成では、「基本方針案」だけではなく、過去の審議会議事録及び当日資料を拝見した上で、休眠預金が活用される「社会全体」と、今回の対象である「子ども及び若者」「日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者」「地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域」について現場の視点から議論を行いました。そして、休眠預金が有効に社会活用されることを目的に、審議会では視点が十分ではない、或いは未議論の論点を提示させていただいています。

今後、広く社会活用される予定である休眠預金へ向けたパブリックコメントは、このように日本全国から168件の様々な意見があったとお聞きしています。

しかしながら今回のパブリックコメントの扱いと評価について、第12回休眠預金等活用審議会では、事務局より概略説明の後に「これらの論点というのは、しっかりこれまで審議会でご議論いただいた結果として、皆さんに先般御了承いただきました案文ができていくということで、このパブリックコメントによって特段修正をしないということを、御報告申し上げます。」との報告がされています。そして、それに対する委員からの議論と発言のないまま、大臣挨拶を含んで、わずか全8分間の審議会にて決定されています。

私たちは、この決定のプロセスについて下記の点で問題があると考えています。

1) 国民的議論の軽視

休眠預金活用制度は、その資金的性質から「半公的」な存在であり、広く国民的議論を行うことで資金活用の正当性を共有するとともに、「透明性・説明責任」「公正性」を担保することが求められています。そのため地方公聴会とパブリックコメントは非常に重要です。

その視点から、パブリックコメントとして168件の提出意見があったにもかかわらず、それを委員会の当日配布のみの扱いとして（事前資料として委員へ送らず）、数分の事務局説明の後に前述の結論を提示して、委員が資料を読む時間もないまま、一切の議論を行わずに委員会としての結論を出したことは大きな問題があると考えます。

2) 休眠預金等活用審議会の軽視

第12回休眠預金等活用審議会は、パブリックコメントを受けて「基本方針案」を内閣総理大臣決定するための非常に大切な会議でした。しかしながら、前述のように全く議論を行わないどころか、パブリックコメントを委員が読むこともなく決定しています。これでは、審議会運営と審議会の責任体

制の問題を指摘せざるを得ません。

また、今後の審議会の進め方にも懸念が残ります。審議会の責任を果たすためにも、基本理念にある「透明性・説明責任」「公正性」の必然性を、指定活用団体と資金配分団体のみに帰すのではなく審議会運営においても、丁寧な審議会運営と議論を推進していただければと存じます。

3) 休眠預金活用制度への悪影響

今回の休眠預金活用制度においては、「社会的な成果を生み出すことを最重要とし、そのために評価の実施が必要である」とされ、この点が基本方針にも述べられています。この成果を生み出すための評価とは、透明性を担保した上で外部の意見を十分に聞き、それによって事業の内容を改善することに他なりません。

今回のパブリックコメントの扱いは、形式的な評価の実施さえ行えば、外部の意見を聞かずに既定の事業を進めればよい、という悪い例を社会的に示したものといえます。制度の根幹を決定し、今後、継続的に制度の運用をモニタリングするという重要な役割を持つ審議会のこうした運営は、指定活用団体、資金配分団体、資金を得て公益的活動を行う現場の団体が今後行う、評価とそれに基づく改善のあり方に、大きな悪影響を及ぼすものといわざるを得ません。

以上から、確定した基本方針の後に作成する「基本計画案」を作成する際には、168件のパブリックコメントの内容について委員会で一度はきちんと検証するとともに、その必然性があれば、提出された論点を今後の議論に活用するべきと考えます。このような運営を行うことによって、評価に基づく改善のモデルを審議会自ら社会に発信することが、休眠預金活用制度の確立にとって重要です。

これまで以上に「透明性・説明責任」「公正性」を配慮した委員会運営を進めてくださるよう、ご高配の程どうぞよろしくお願いいたします。

■この件に関する問い合わせ窓口

東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 245 〒110-0004
認定特定非営利活動法人日本 NPO センター
事務局長 吉田建治 (jncenter@jnpoc.ne.jp)
電話 : 03-3510-0855 FAX : 03-3510-0856

■意見書賛同団体

特定非営利活動法人 北海道 NPO サポートセンター	北海道
認定特定非営利活動法人 あおもり NPO サポートセンター	青森県
特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター	宮城県
認定特定非営利活動法人 杜の伝言板ゆるる	宮城県
特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ	秋田県
特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル	山形県
認定特定非営利活動法人 茨城 NPO センター・コモンズ	茨城県
認定特定非営利活動法人 とちぎボランティアネットワーク	栃木県
特定非営利活動法人 さいたま NPO センター	埼玉県
認定特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	千葉県
特定非営利活動法人 NPO サポートセンター	東京都
特定非営利活動法人 子ども NPO・子ども劇場全国センター	東京都
認定特定非営利活動法人 日本 NPO センター	東京都
特定非営利活動法人 藤沢市民活動推進機構	神奈川県
認定特定非営利活動法人 新潟 NPO 協会	新潟県
特定非営利活動法人 いしかわ市民活動ネットワークセンター	石川県
認定特定非営利活動法人 しが NPO センター	滋賀県
特定非営利活動法人 きょうと NPO センター	京都府
社会福祉法人 大阪ボランティア協会	大阪府
認定特定非営利活動法人 市民活動センター神戸	兵庫県
特定非営利活動法人 わかやま NPO センター	和歌山県
公益財団法人 ふるさと島根定住財団	島根県
特定非営利活動法人 えひめリソースセンター	愛媛県
特定非営利活動法人 おおいた NPO デザインセンター	大分県
特定非営利活動法人 かごしま NPO 支援センター	鹿児島県

■個人賛同

河西 邦人（特定非営利活動法人北海道 NPO バンク/理事長/北海道）
内山 愛美（認定特定非営利活動法人ふくしま NPO ネットワークセンター/理事/福島県）
奥田 裕之（認定特定非営利活動法人 まちぼっと 事務局長/東京都）
吉原 明香（認定特定非営利活動団体市民セクターよこはま/事務局長/神奈川県）
石本 貴之（特定非営利活動法人新潟 NPO 協会/事務局長/新潟県）
加藤 俊也（認定特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク/理事/東京）